

- (2) (1)に掲げる管理栄養士は、以下の知識及び技能を有していることが望ましい。
- ア 当該治療室への入室翌日までに入室患者全員の栄養スクリーニングを実施し、重点的な栄養管理を必要とする患者を特定することができること。
  - イ 腸管機能として腸蠕動音、鼓音及び腹部膨満等を確認するとともに、Refeeding Syndrome、Over feedingについてのアセスメント及びモニタリングをすることができること。
  - ウ 栄養管理に係る計画及び治療目的を多職種と共有し、アセスメントによって把握された徵候及び症状を勘案し、可能な限り入院前の日常生活機能等に近づけるよう栄養補給について立案することができること。
  - エ 経腸栄養投与継続が困難と評価した場合は、担当医に報告し、栄養管理に係る計画を再考することができること。
  - オ 経口摂取移行時においては、摂食嚥下機能について確認し、必要に応じて言語聴覚士等との連携を図ることができること。
- (3) ハイケアユニット入院医療管理料を算定する一般病床の治療室における管理栄養士の数は、当該治療室の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (4) 当該治療室において、早期から栄養管理を実施するため日本集中治療医学会の「日本版重症患者の栄養療法ガイドライン」を参考にして院内において栄養管理に係る手順書を作成し、それに従って必要な措置が実施されていること。また、栄養アセスメントに基づく計画を対象患者全例について作成し、必要な栄養管理を行っていること。
- (5) 早期栄養介入管理加算を算定した患者の数等について、別添7の様式42の5を用いて、地方厚生（支）局長に報告すること。
- 5 届出に関する事項
- (1) ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式44を用いること。また、当該治療室に勤務する従事者については、別添7の様式20を用いること。
  - (2) 早期離床・リハビリテーション加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の3を用いること。
  - (3) 早期栄養介入管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の4を用いること。

#### 第4 脳卒中ケアユニット入院医療管理料

##### 1 脳卒中ケアユニット入院医療管理料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の医師が常時1名以上いること。ただし、夜間又は休日において、神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する医師が、当該保険医療機関の外にいる場合であって、当該医師に対して常時連絡することや、頭部の精細な画像や検査結果を含め診療上必要な情報を直ちに送受信することが可能であり、かつ、当該医師が迅速に判断を行い、必要な場合には当該保険医療機関に赴くことが可能である体制が確保されている時間に限り、当該保険医療機関内に、神経内科又は脳神経外科の経験を3年以上有する専任の医師が常時1名以上いればよいこととする。なお、患者の個人情報を含む医療情報の送受信に当たっては、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保すること。

- (2) 脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにふさわしい専用の治療室を有していること。
- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えていること。ただし、当該治療室が特定集中治療室と隣接しており、これらの装置及び器具を特定集中治療室と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
- ア 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等）
  - イ 除細動器
  - ウ 心電計
  - エ 呼吸循環監視装置
- (4) 当該治療室勤務の看護師は、当該治療室に勤務している時間帯は、当該治療室以外での夜勤を併せて行わないものとすること。
- (5) 脳血管疾患等リハビリテーションの経験を有する専任の常勤理学療法士又は専任の常勤作業療法士が1名以上、当該治療室に勤務していること。なお、当該理学療法士又は当該作業療法士は、疾患別リハビリテーションを担当する専従者との兼務はできないものであること。
- (6) 当該治療室の入院患者数の概ね8割以上が、脳梗塞、脳出血又はくも膜下出血の患者であること。
- (7) コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影、脳血管造影等の必要な脳画像撮影及び診断が常時行える体制であること。
- (8) 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の届出を行っていること。
- (9) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に、直近3月において入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票Ⅰ又はⅡを用いて測定し評価すること。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者、基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者（基本診療料の施設基準等第十の三に係る要件以外の短期滞在手術等基本料3に係る要件を満たす場合に限る。）及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十四に該当する患者は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価に当たっては、歯科の入院患者（同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。）は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7の様式10を用いて届け出る必要があること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の10日までに届け出ること。
- (10) 重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うことである。ただし、別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目については、当該評価者により各選択肢の判断を行う必要はない。

## 2 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の「注3」に掲げる早期離床・リハビリテーション加算の施設基準

- (1) 当該治療室内に、以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームが設置されていること。
- ア 集中治療に関する5年以上の経験を有する専任の医師
  - イ 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、集中治療を必要とす

る患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 急性期医療を提供する保険医療機関において 5 年以上従事した経験を有する専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士

- (2) 当該保険医療機関内に複数の特定集中治療室等が設置されている場合、(1)に規定するチームが複数の特定集中治療室等の早期離床・リハビリテーションに係るチームを兼ねることは差し支えない。
- (3) (1)のアに掲げる専任の医師は、特定集中治療室等に配置される医師が兼ねることは差し支えない。また、特定集中治療室等を複数設置している保険医療機関にあっては、当該医師が配置される特定集中治療室等の患者の治療に支障がない体制を確保している場合は、別の特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。
- (4) (1)のイに掲げる集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修とは、国又は医療関係団体等が主催する 600 時間以上の研修（修了証が交付されるもの）であり、講義及び演習により集中治療を必要とする患者の看護に必要な専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした研修又は保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号の規定による指定研修機関において行われる集中治療を必要とする患者の看護に係る研修であること。
- (5) (1)のイに掲げる専任の常勤看護師は、特定集中治療室管理料 1 及び 2 を届け出る治療室に配置される 1 の (2) の看護師が兼ねることは差し支えない。また、特定集中治療室等を複数設置している保険医療機関にあっては、当該看護師が配置される特定集中治療室等の患者の看護に支障がない体制を確保している場合は、別の特定集中治療室等の患者に対する早期離床・リハビリテーションに係るチームの業務を実施することができる。
- (6) (1)のウに掲げる専任の常勤理学療法士、専任の常勤作業療法士又は専任の常勤言語聴覚士は特定集中治療室等を有する保険医療機関で 5 年以上の経験を有すること。ただし、特定集中治療室等を有する保険医療機関での経験が 5 年に満たない場合は、回復期リハビリテーション病棟に専従で勤務した経験とあわせて 5 年以上であっても差し支えない。
- (7) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する病室における早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルを整備していること。なお、早期離床・リハビリテーションの実施状況等を踏まえ、定期的に当該プロトコルの見直しを行うこと。
- (8) 区分番号「H000」心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料又は区分番号「H003」呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

### 3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の「注 4」に規定する早期栄養介入管理加算の施設基準

- (1) 当該治療室に次の要件を満たす管理栄養士が専任で配置されていること。
- ア 別添 3 の第 19 の 1 の (3) に規定する研修を修了し、栄養サポートチームにおいて栄養管理に係る 3 年以上の経験を有すること
- イ 集中治療を必要とする患者の栄養管理に係る 3 年以上の経験を有すること
- (2) (1) に掲げる管理栄養士は、以下の知識及び技能を有していることが望ましい。
- ア 当該治療室への入室翌日までに入室患者全員の栄養スクリーニングを実施し、重点的な栄養管理を必要とする患者を特定することができること
- イ 腸管機能として腸蠕動音、鼓音及び腹部膨満等を確認するとともに、Refeeding Syndrome

- me、Over feedingについてのアセスメント及びモニタリングをすることができる
- こと
- ウ 栄養管理に係る計画及び治療目的を多職種と共有し、アセスメントによって把握された  
徵候及び症状を勘案し、可能な限り入院前の日常生活機能等に近づけるよう栄養補給につ  
いて立案することができること
- エ 経腸栄養投与継続が困難と評価した場合は、担当医に報告し、栄養管理に係る計画を再  
考することができること
- オ 経口摂取移行時においては、摂食嚥下機能について確認し、必要に応じて言語聴覚士等  
との連携を図ることができること
- (3) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する一般病床の治療室における管理栄養士の数  
は、当該治療室の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (4) 当該治療室において、早期から栄養管理を実施するため日本集中治療医学会の「日本版重  
症患者の栄養療法ガイドライン」を参考にして院内において栄養管理に係る手順書を作成し、  
それに従って必要な措置が実施されていること。また、栄養アセスメントに基づく計画を対  
象患者全例について作成し、必要な栄養管理を行っていること。
- (5) 早期栄養介入管理加算を算定した患者の数等について、別添7の様式42の5を用いて、地  
方厚生(支)局長に報告すること。

#### 4 届出に関する事項

- (1) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添7の様式10及び様式4  
5を用いること。
- (2) 1の(1)及び(5)に掲げる医師及び理学療法士又は作業療法士の経験が確認できる文書を  
添付すること。
- (3) 1の(1)、(4)及び(5)に掲げる医師、看護師及び理学療法士又は作業療法士の勤務の態  
様(常勤・非常勤、専従・専任の別)及び勤務時間を、別添7の様式20を用いて提出するこ  
と。
- (4) 早期離床・リハビリテーション加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の3を用い  
ること。
- (5) 早期栄養介入管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式42の4を用いること。
- (6) 令和4年3月31日時点で脳卒中ケアユニット入院医療管理料の届出を行っている治療室に  
あっては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の「基本診療料の施設基準  
等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)  
の別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度I又はIIに係る評価票を用いて  
評価をしても差し支えないこと。

#### 第4の2 小児特定集中治療室管理料

##### 1 小児特定集中治療室管理料に関する施設基準

- (1) 小児入院医療管理料1の届出を行っている医療機関であること。
- (2) 専任の医師が常時、小児特定集中治療室内に勤務していること。当該専任の医師に、小児  
の特定集中治療の経験を5年以上有する医師を2名以上含むこと。ただし、患者の当該治療  
室への入退室などに際して、看護師と連携をとって当該治療室の患者の治療に支障がない  
体制を確保している場合は、一時的に当該治療室から離れても差し支えない。